





## 第 9 条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という）であること。

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

2. 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

① 相手方に対する暴力的な要求行為

② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3. 乙は、乙の履行補助者若しくはその役員が暴力団員等であることが判明したとき、履行の補助に関する委託契約を締結することが暴力団員等の活動を助長すること若しくは暴力団の運営に資することが判明したとき又は履行補助者が自ら若しくは第三者をして前項第2号に掲げる行為をしたときは、速やかに履行の補助に関する委託契約の解除その他の必要な措置を取らなければならない。

4. 甲は、乙が前項に違反したときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

5. 甲及び乙は、第2項又は前項の規定により本契約を解除したことによって、相手方に損害を賠償する義務を負わないものとする。

## 第 10 条（守秘義務）

1. 乙は、甲の事前の書面による承諾なくして、本契約の存在および内容、甲が乙に交付した仕様書およびその内容、乙が本契約を通じて甲から口頭または書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、データ等の甲の技術上、営業上および業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」という）を本契約遂行の目的以外に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、乙が次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとする。

(1) 乙の責に帰すことのできない事由により、甲による提供の時点で既に公知であるかまたは提供後に公知となった場合

(2) 乙が甲による提供の時点で既に保有していた場合

(3) 乙が第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した場合

(4) 乙が独自に開発した場合

3. 乙は、自己の役職員または第三者に秘密情報等を使用させる場合、当該役職員または第三者に本契約と

同様の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職または退任後も含む）または第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならない。

4. 個人情報の保護・機密保持に関し、本契約のほか、別に定める規定がある場合は、当該規定を遵守するものとする。

#### 第 11 条（損害賠償）

1. 甲又は乙が、自己の都合で本製造販売後調査を中止した場合は、その中止により相手方に生ずる損害の責を負う。その補償については誠意をもって別途協議する。

2. 第10条に定める秘密情報について、乙の責により漏洩等が生じた場合には、甲に損害賠償責任を負うものとする。

#### 第 12 条（不可抗力免責）

天災地変あるいは著しい経済情勢の激変等の事由により本契約の履行不能に陥ったときは、甲又は乙は、その責に任じない。この場合、本契約の存続あるいは費用の積算等について誠意をもって協議するものとする。

#### 第 13 条（契約の変更）

本契約の規定は、甲及び乙の書面による合意のみにより、変更、修正又は補足することができる。

#### 第 14 条（契約の有効性、個別性）

本契約のいずれかの規定が無効であっても、本契約の他の規定はそれに何ら影響を受けることなく有効である。

#### 第 15 条（準拠法）

契約は日本語をもって正文とし、本契約の解釈及び履行に関する一切の事項の準拠法は日本国法とする。

#### 第 16 条（紛争の解決）

1. 本製造販売後調査について、甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

2. 本契約に関する訴訟については、末尾の当事者欄記載の甲の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 17 条（疑義決定）

本製造販売後調査に定めのない事項および本製造販売後調査の各条項の解釈につき疑義を生じた事項については、その都度誠意をもって協議、決定する。

#### 第 18 条（ガイドラインに基づく公開）

甲は、乙が日本製薬工業協会の制定する「企業活動と医療機関などの関係の透明性ガイドライン」に基づいて策定した乙の指針に従い、本契約第7条に基づき乙が甲に支払う費用について、乙の会計年度(4月～翌年3月)ごとに、次の要領で当該年度に係る情報を公開することを了承する。本条項は、本契約終了後も有効なものとする。

1. 公開の時期 : 乙の会計年度 (4月～翌年3月) の決算終了後
2. 公開の方法 : 乙のウェブサイトなどを通じて公開
3. 公開の対象となる情報 : 金員の支払総額

本契約の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙、双方が記名捺印の上、各1通を保管することとする。  
なお契約期間の延伸・症例数の変更等が発生した場合は覚書により実施する。

西暦 年 月 日

(甲)

(住所)北海道札幌市中央区南1条西15丁目291

(名称)NTT東日本株式会社

総務人事部 医療センタ 札幌病院

(代表者)院長 吉岡 成人 印

(乙)

(住所)

(名称)

(代表者) 印